令和7年飯田市議会第1回定例会議案目次

(3月5日提出分)

議案第62号 飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定 について

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和7年3月5日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

飯田市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年飯田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「(以下この項において「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に、「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の飯田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに 別表の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた飯田市消防団員等公務災害補償条例第5 条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由 の生じた施行日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イ に規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」 という。)について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を 除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等につい ては、なお従前の例による。